

令和3年9月29日

保護者様

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部
保育・幼児教育課長
就園管理課長

10月1日からの保育所等の利用について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及び新型コロナウイルス感染防止対策の取組みについてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

また、これまで家庭保育へご協力いただいた保護者の皆様におかれましては、改めて感謝申し上げます。

さて、家庭保育の協力及び保育料の還付措置については、9月30日(木)をもって終了します。

なお、次の事項について、引き続きご協力をお願いします。

1 感染症拡大防止へのお願い

- ・登園前には、お子様の健康観察、検温をお願いします。
- ・園児が発熱した場合は、解熱後24時間以上経過してから登園してください。
- ・軽い風邪症状であっても、体調不良時には園児の登園を控えてください。

2 ご家庭においても、不要不急の外出を控えるとともに、手洗いや換気等感染対策に努めてください。

3 保育料については、家庭保育の協力依頼期間中（令和3年8月27日（金）から令和3年9月30日（木）まで）に家庭保育にご協力いただいた場合には、登園しなかった日数に応じて日割りで還付します。

副食費についても、家庭保育の協力依頼期間中に6日以上欠席（ただし、1号認定児の夏季休業日は欠席日数に含まない。）の場合は、9月の副食費の半額を市から保護者に還付します。9月中に1日も出席がなかった場合は、9月の副食費を全額還付します。

なお、10月1日(金)以降は還付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※ご不明な点がございましたら、下記へご連絡ください。

副食費について	保育・幼児教育課（086-803-1228）
保育料について	就園管理課（086-803-1432）